平成２１年（フ）第６１８２号
大阪府東大阪市宝持３丁目８番14号　エトワールハイム川本706号
債務者　海鮮や活活丸こと　吉田　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１８７号
大阪市浪速区桜川４丁目11番16号　アリタビル９Ｄ号
債務者　野口恵美子（旧姓南）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２９４号
大阪市西成区梅南１丁目２番37号近大ビル５Ａ
債務者　楠元　祐介
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３７号
大阪府守口市金田町４丁目５番１―402号
債務者　樋上　眞治
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４５号
大阪市西成区岸里東１丁目22番18―506号
債務者　今井　浩二
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２０９号
大阪市東住吉区針中野４丁目７番５号　グランデージ針中野303号
債務者　佐々木美広
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２９４号
大阪府箕面市西小路３丁目11番13号
債務者　河上　京子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３６４号
大阪市大正区三軒家西３丁目５番20―204号
債務者　高橋　英尚
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４９２号
大阪府茨木市横江１丁目14番７号
債務者　横田　　崇
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５９１号
大阪府吹田市泉町４丁目38番４号
債務者　中野　正廣
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１３号
大阪府枚方市招提南町１―43―８、住民票上の住所大阪府大東市南津の辺町18番３号アーバンコート204号
債務者　森岡　　学（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１８号
大阪市浪速区日本橋５丁目５番３―404号
債務者　舞野　節子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２８号
大阪府八尾市渋川町７丁目３番24号
債務者　正木　洋美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６１号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目７番５号
債務者　堂囿　弘已
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６２号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目７番５号
債務者　堂囿　榮子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６７４号
大阪市此花区春日出中２丁目５番16号　アビタシオン春日出405号
債務者　内田　雄三
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６７５号
大阪市西成区津守３丁目５番13号
債務者　石田　秀和
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部